

## 第 13 次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる社会を実現するために～

平成 30 年 4 月

岐阜労働局

はじめに	1
1 労働災害防止に関する目標	1
(1) 計画の期間	1
(2) 計画の目標	1
ア 死亡災害	1
イ 休業4日以上之死傷災害(以下「死傷災害」という。)	1
ウ 重点とする業種の目標	1
エ 労働衛生の目標	2
(3) 計画の評価と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	4
(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性	6
(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	7
(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	7
3 計画の重点事項	7
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	7
(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策等の推進	7
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	7
(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進	7
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	7
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	7
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	7
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	8
4 重点事項ごとの具体的取組	8
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	8
ア 業種別・災害種別の重点対策の実施	8
(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止	8
(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	8
(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策	8
イ 重篤な災害の防止対策	8
ウ 最新基準が適用されていない既存の機械等の更新促進	8
(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策等の推進	8
ア 労働者の健康確保対策の強化	8
(ア) 企業における健康確保措置の推進	8
(イ) 産業医・産業保健機能の強化	8

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	8
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	9
(ア)メンタルヘルス不調の予防	9
(イ)パワーハラスメント対策の推進	9
エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進	9
オ 副業・兼業、テレワークへの対応	9
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	9
ア 災害の増加傾向にある、又は減少がみられない業種等への対応	9
(ア)第三次産業対策	9
(イ)陸上貨物運送事業対策	9
(ウ)転倒災害の防止	9
(エ)腰痛の予防	10
(オ)熱中症の予防	10
(カ)交通労働対策	10
(キ)職場における「危険の見える化」の推進	10
イ 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の 労働災害の防止	10
(ア)高齢労働者対策	10
(イ)非正規雇用労働者対策	10
(ウ)外国人労働者、技能実習生対策	10
(エ)障害者である労働者対策	10
ウ 個人請負等の労働者の範ちゅうに入らない者への対応	10
エ 技術革新への対応	11
(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進	11
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	11
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	11
ウ せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援	11
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	11
ア 化学物質による健康障害防止対策	11
(ア)国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策	11
(イ)リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	11
イ 石綿による健康障害防止対策	11
(ア)解体等作業における石綿ばく露防止	11
(イ)労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存	11
ウ 受動喫煙防止対策	11
エ 電離放射線による健康障害防止対策	12

オ 粉じん障害防止対策	12
( 6 ) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	12
ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込	12
イ 労働安全マネジメントシステムの普及と活用	12
ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進	12
エ 企業における健康確保措置の推進	12
オ 業界団体内の体制整備の促進	12
カ 元方事業者等による健康確保対策の推進	12
キ 業所管官庁との連携の強化	12
ク 中小規模事業場への支援	13
( 7 ) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	13
( 8 ) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	13
( 参考 )	
死傷年千人率の算出資料	14

## はじめに

働く人々の安全と健康を確保することは、いかなる社会、経済情勢であっても継続的に取り組むべき重要課題の一つであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないものである。

このため、昭和 33 年（1958 年）から 12 次にわたり「労働災害防止計画」が策定され、各企業や関係業界、専門家などと協力しながら対策に取り組んできたところであり、この度、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とした新たな「第 13 次労働災害防止計画」が策定されたところである。

岐阜労働局においては、当該計画を踏まえ、岐阜県における労働災害防止対策を推進するため、「第 13 次労働災害防止推進計画(以下『13 次防』という。)」をここに策定する。

## 1 労働災害防止に関する目標

### (1) 計画の期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

### (2) 計画の目標

岐阜労働局、管下労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

#### ア 死亡災害

1 年間の死亡者数を、2017 年と比較して、2022 年までに 15% 以上減少させる。

・2017 年 19 人 16 人以下

13 次防期間中の累計人数を、12 次防期間中の累計人数と比較して、15% 以上減少させる。

・12 次防 92 人 78 人以下

#### イ 休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）

2017 年と比較して、2022 年までに 5 % 以上減少させる。

・2017 年 2,012 人 1,900 人以下

#### ウ 重点とする業種の目標

建設業、製造業、林業

死亡者数について、13 次防期間中の累計人数を、12 次防期間中の累計人数と比較して、15% 以上減少させる。

・建設業：12 次防 28 人 23 人以下

・製造業：12 次防 29 人 24 人以下

- ・林業：12次防 6人 5人以下  
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設  
死傷災害について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千率で5%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業：2017年 7.70 7.31以下（全国2016年 8.17）
- ・小売業：2017年 2.11 2.00以下（全国2016年 2.17）
- ・社会福祉施設：2017年 2.14 2.03以下（全国2016年 2.11）

## エ 労働衛生関係の目標

メンタルヘルス対策を推進する事業場の割合を100%とする。（岐阜県健康増進計画の目標）

- ・2017年 76.3% 100%（安全衛生管理自主点検結果）

メンタルヘルスに関する相談窓口等を設けている事業場の割合を90%以上とする（規模50人以上）

- ・2017年 80.5% 90%以上（安全衛生管理自主点検結果）

ストレスチェックを実施する事業場の割合を90%以上とする（規模50人以上）。（岐阜県健康増進計画の目標）

- ・2016年 79.3% 90%以上（ストレスチェック検査結果等報告）

受動喫煙対策に取り組む事業場の割合を100%とする。（岐阜県健康増進計画の目標）

- ・2017年 91.6% 100%（安全衛生管理自主点検結果）

13次防期間中における腰痛による死傷災害の累計人数を、12次防期間中の累計人数と比較して、5%以上減少させる。

- ・12次防 298人 283人以下

13次防期間中における熱中症による死傷災害の累計人数を、12次防期間中の累計人数と比較して、5%以上減少させる。

- ・12次防 37人 35人以下

## （3）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、この計画期間中に労働災害防止に関し特段の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを検討するものとする。

計画の評価に当たっては、単に死傷災害や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会・経済情勢の変化も含めて分析を行う。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、昭和40年代後半に年間100人を超えていたが、その後は長期的に減少し、平成29年には18人まで減少している。

しかしながら、9次防から12次防までの20年間の死亡災害の発生状況についてみると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種の減少率に届かず、同じく重点業種の一つであった建設業は減少率こそ全業種を上回ったが、依然として死亡災害の約3割を占める状況にあり、引き続き重点業種として取り組むことが必要である。また、林業については、12次防では重点業種としていないが、その間に死亡災害が増加に転じたことから、今回、重点業種に追加することが必要である。(表1)

【表1】 9次防から12次防の期間ごとの業種別死亡災害の推移

	9次防 (期間累計)	10次防 (期間累計)	11次防 (期間累計)	12次防 (期間累計)
製造業 (9次防からの増減率(%))	39 -	31 20.5	29 25.6	29 25.6
建設業 (9次防からの増減率(%))	70 -	57 18.6	29 58.6	28 60.0
陸上貨物運送事業 (9次防からの増減率(%))	18 -	22 22.2	15 16.7	9 50.0
林業 (9次防からの増減率(%))	10 -	6 40.0	4 60.0	6 40
上記以外の業種 (9次防からの増減率(%))	47 -	38 19.1	31 34.0	20 57.4
全業種 (9次防からの増減率(%))	184 -	154 16.3	108 41.3	92 50.0

【表2】 製造業及び全業種の「はさまれ・巻き込まれ」による死亡災害の推移

	9次防 (期間累計)	10次防 (期間累計)	11次防 (期間累計)	12次防 (期間累計)
製造業 (9次防からの増減率(%))	14 -	12 14.3	19 35.7	8 42.9
全業種 (9次防からの増減率(%))	30 -	22 26.7	22 26.7	16 46.7

【表3】 建設業における事故の型別死亡災害の推移

(人)

	9次防 (期間累計)	10次防 (期間累計)	11次防 (期間累計)	12次防 (期間累計)
墜落・転落	31	26	14	13
(9次防からの増減率(%))	-	16.1	54.8	58.1
建設業計	70	57	29	28
(9次防からの増減率(%))	-	19.1	58.6	60.0

【表4】 林業における事故の型別死亡災害の推移

(人)

	9次防 (期間累計)	10次防 (期間累計)	11次防 (期間累計)	12次防 (期間累計)
激突され	3	3	1	4
(9次防からの増減率(%))	-	0.0	66.7	33.3
林業計	10	6	4	6
(9次防からの増減率(%))	-	40.0	60.0	40.0

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

9次防から12次防までの20年間の死傷災害の発生状況をみると約30%の減少となっているものの、12次防の減少幅が最も小さい。これを業種別にみると、製造業、建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、減少率は全業種を大幅に上回る。その一方で、第三次産業の各業種については、労働者数の増加を考慮したとしても増加が著しい。(表5)

また、事故の型別にみると、製造業や建設業に多い「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」については減少幅が全業種を上回る一方で、高年齢層で発生しやすい「動作の反動・無理な動作」は減少幅が小さく、「転倒」は少しずつ増加している。(表7)

その他、増加幅の大きい第三次産業を業種別にみると、小売業では「転倒」、社会福祉施設では「転倒」や「動作の反動・無理な動作」が、飲食店では「転倒」に加え調理中の「切れ・こすれ」や「高温・低温の物との接触」が多い。(表8)

また、近年、陸上貨物運送事業、林業、小売業、社会福祉施設で働く労働者数は増加傾向にある。(表9)

こうした状況から、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。



【表5】 9次防から12次防の期間ごとの業種別死傷災害の推移

	(人)				(参考)千人率 (平成28年)
	9次防 (期間年平均)	10次防 (期間年平均)	11次防 (期間年平均)	12次防 (期間年平均)	
製造業 (9次防からの増減率(%))	1170.5 -	1012.2 13.5	756.2 35.4	698.6 40.3	3.45 (全国 2.70)
建設業 (9次防からの増減率(%))	617.0 -	435.2 29.5	298.0 51.7	251.6 59.2	5.10 (全国 4.51)
陸上貨物運送事業 (9次防からの増減率(%))	238.0 -	233.8 1.8	190.8 19.8	191.2 19.7	7.58 (全国 8.17)
小売業 (9次防からの増減率(%))	157.0 -	186.6 18.9	187.6 19.5	199.8 27.3	1.95 (全国 2.17)
社会福祉施設 (9次防からの増減率(%))	19.5 -	36.2 85.6	65.0 233.3	88.6 354.4	1.96 (全国 2.11)
全業種 (9次防からの増減率(%))	2804.8 -	2550.2 9.1	2094.4 25.3	1983.4 29.3	2.40 (全国 2.19)

9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。

【表6】 業種別死傷年千人率(平成24年～平成28年)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
陸上貨物運送業	7.64 (8.44)	8.31 (8.30)	7.85 (8.41)	8.73 (8.22)	7.58 (8.17)
小売業	2.04 (2.24)	1.99 (2.13)	1.76 (2.22)	1.43 (2.14)	1.95 (2.17)
社会福祉施設	2.20 (1.99)	2.10 (1.96)	1.60 (1.99)	1.44 (2.01)	1.96 (2.11)

( )内は全国値。

(注) 死傷年千人率の計算の分母の「1年間の平均労働者数」は、総務省統計局「経済センサス基礎調査(平成21年、26年)」の調査票情報を独自集計したものを使用するが、統計上、労働者数の確認が取れない

平成24年から25年までは、平成21年の経済センサス基礎調査の人数に毎勤統計調査の平成21年の当該業種の労働者数を1としたそれぞれの年の指数を乗じたものを使用した。

平成27年から29年までは、平成26年の経済センサス基礎調査の人数に毎勤統計調査の平成26年の当該業種の労働者数を1としたそれぞれの年の指数を乗じたものを使用した。(具体的な計算資料は末尾参照。)

【表7】 9次防から12次防の期間ごとの事故の型別死傷災害の推移

	(人)			
	9次防 (期間年平均)	10次防 (期間年平均)	11次防 (期間年平均)	12次防 (期間年平均)
墜落・転落 (9次防からの増減率(%))	508.5 -	444.4 12.6	353.4 30.5	347.2 31.7
はさまれ・巻き込まれ (9次防からの増減率(%))	582.0 -	495.4 14.9	347.6 40.3	315.0 45.9
転倒 (9次防からの増減率(%))	402.3 -	428.0 6.4	434.0 7.9	443.2 10.2
動作の反動、無理な動作 (9次防からの増減率(%))	219.8 -	198.0 9.9	193.4 12.0	194.8 11.4
全業種 (9次防からの増減率(%))	2804.8 -	2550.2 9.1	2094.4 25.3	1983.4 29.3

9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。

【表8】 12次防の期間における主な第三次産業の事故の型別死傷災害の発生状況

	小売業		社会福祉施設		飲食店	
	人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率
転倒	402	40%	177	40%	112	34%
動作の反動・無理な動作	113	11%	133	30%	24	7%
墜落・転落	121	12%	33	7%	21	6%
交通事故	118	12%	18	4%	10	3%
切れ・こすれ	49	5%	8	2%	70	21%
高温・低温の物との接触	13	1%	3	1%	55	17%
上記以外	183	18%	71	16%	38	12%
計	999	100%	443	100%	330	100%

【表9】 業種別労働基準法適用労働者数の変化

	平成21年		平成26年		増減数 (人)	増減率
	(人)	構成率	(人)	構成率		
製造業	214,856	27.1%	206,087	26.1%	-8,769	-4.1%
建設業	48,693	6.1%	43,159	5.5%	-5,534	-11.4%
陸上貨物運送事業	21,948	2.8%	22,535	2.8%	587	2.7%
林業	1,097	0.1%	1,515	0.2%	418	38.1%
小売業	107,310	13.5%	109,368	13.8%	2,058	1.9%
社会福祉施設	35,816	4.5%	49,460	6.3%	13,644	38.1%
飲食店	46,665	5.9%	45,684	5.8%	-981	-2.1%
全業種	793,743	100.0%	790,923	100.0%	-2,820	-0.4%

総務省統計局「経済センサス基礎調査(平成21年、26年)の調査票情報を独自集計したものである。

### (3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

過労死等が社会的問題となる中で、健康増進法に基づき岐阜県が策定する岐阜県健康増進計画(2018年度~2023年度)において、初めて「働く世代のこころの健康の保持増進」が重要課題とされるなど、職場におけるメンタルヘルス対策は、喫緊の課題となっている。

平成29年に実施した安全衛生管理自主点検結果によると、メンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明している事業場の割合は76.3%に留まっており、メンタルヘルスに関する相談窓口を設置している事業場の割合は、規模50人以上の事業場においても80.5%となっている。

ストレスチェック制度の検査結果等報告では、規模50人以上の事業場の実施率は79.3%となっている。

こうした状況から、メンタルヘルス対策を推進する事業場をさらに増加させることが必要である。

#### (4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質などを含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超えており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

また、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は増えることが予想される。

こうした状況から、健康診断結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

#### (5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

全国の産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務づけられているものは、平成29年8月2日現在663物質(平成30年7月1日から新たに10物質追加)であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。

また、2028年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている。

こうした状況から、化学物質対策については、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底とリスクアセスメントの確実な実施に取り組むとともに、石綿ばく露防止対策をさらに強化することが必要である。

### 3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く状況と施策の方向性等を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策等の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

( 8 ) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

#### 4 重点事項ごとの具体的取組

##### ( 1 ) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

###### ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

###### (ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

リスクアセスメントの実施により労働安全衛生規則に基づく墜落・転落防止措置の徹底を図るとともに、「より安全な措置」等の一層の普及を図る。また、高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型安全帯の普及を図る。

###### (イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき機械の本質安全化を促進するとともに、リスクアセスメントの実施の徹底を図る。

###### (ウ) 林業における伐木等作業の安全対策

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「刈払機使用に係る安全作業指針」及び「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく作業の徹底を図る。

###### イ 重篤な災害の防止対策

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

###### ウ 最新基準が適用されていない既存の機械等の更新促進

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

##### ( 2 ) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策等の推進

###### ア 労働者の健康確保対策の強化

###### (ア) 企業における健康確保措置の推進

法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置の徹底を図るとともに、労働者の健康管理に関して、トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

###### (イ) 産業医・産業保健機能の強化

医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等の確実な実施を図る。

###### イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

時間外労働の上限規制の遵守により過重労働の防止を図るとともに、長時間労働者に対する健康確保措置の徹底を図る。

## ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

### (ア) メンタルヘルス不調の予防

ストレスチェックで高ストレスとされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。

ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。

産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を図る。

### (イ) パワーハラスメント対策の推進

働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

## エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正な実施を図る。

## オ 副業・兼業、テレワークへの対応

副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、法令に基づく健康診断等の適切な実施を図る。

テレワークを行う労働者の労働時間の管理を適切に行うとともに、法令に基づく安全衛生教育、健康診断等の適切な実施を図る。

## (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

### ア 災害の増加傾向にある、又は減少がみられない業種等への対応

#### (ア) 第三次産業対策

小売業における多店舗展開企業及び複数の社会福祉施設を展開する法人に対して、本社・本部における取組の促進を図り、全店舗・施設における安全衛生水準の向上を図る。

第三次産業の業種の業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかける。

#### (イ) 陸上貨物運送事業対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の遵守の徹底を図る。

また、荷主等に対しても同ガイドラインに基づく取組の徹底を図る。

#### (ウ) 転倒災害の防止

4S（整理、整頓、清掃、清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等

の促進を図る。

一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

#### **(エ) 腰痛の予防**

安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入の促進を図る。

荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

#### **(オ) 熱中症の予防**

JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及を図るとともに、WBGT値の測定とその結果に基づく、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベスタの着用等の必要な措置の徹底を図る。

#### **(カ) 交通労働災害対策**

警察と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

#### **(キ) 職場における「危険の見える化」の推進**

日本語の理解度に差のある外国人労働者を含め、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を図る。

### **イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止**

#### **(ア) 高年齢労働者対策**

高年齢労働者に配慮した職場改善や健康づくり等の取組の促進を図る。

#### **(イ) 非正規雇用労働者対策**

雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施の徹底を図る。

#### **(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策**

安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育の実施、労働災害防止に関する標識等の掲示、健康管理の実施等の徹底を図る。

技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

#### **(エ) 障害者である労働者対策**

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

### **ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応**

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

## エ 技術革新への対応

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

### (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

#### ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」及び「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を図る。

岐阜県地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。

#### イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

岐阜産業保健総合支援センター等と連携し、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

#### ウ せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

### (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### ア 化学物質による健康障害防止対策

##### (ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

化学物質については、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底とリスクアセスメントの確実な実施を図る。

##### (イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業の改善等必要な措置の徹底を図る。

#### イ 石綿による健康障害防止対策

##### (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

建築物の解体作業を行う事業場に対しては、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の徹底を図るとともに、解体等の仕事の発注者に対しては、事前調査を踏まえた経費や工期の配慮、石綿等の使用状況等の通知等に係る必要な指導を行う。

##### (イ) 石綿の取扱履歴等の記録の保存

個々の労働者の石綿ばく露状況等について、継続的な把握を徹底するとともに、その記録の保存の徹底を図る。

#### ウ 受動喫煙防止対策

事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

## **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存の徹底を図る。

## **オ 粉じん障害防止対策**

第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害防止対策を推進する。

## **(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化**

### **ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込**

企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置づけることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

### **イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用**

厚生労働省の検討結果を踏まえ、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図る。

### **ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進**

小売業における多店舗展開企業及び複数の社会福祉施設を展開する法人に対して、本社・本部における取組の促進を図り、全店舗・施設における安全衛生水準の向上を図る。(再掲)

### **エ 企業における健康確保措置の推進**

法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置の徹底を図るとともに、労働者の健康管理に関して、トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。(再掲)

### **オ 業界団体内の体制整備の促進**

労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。

第三次産業の業種の業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかける。(再掲)

### **カ 元方事業者等による健康確保対策の推進**

厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

### **キ 業所管官公署との連携の強化**

業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。

警察と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働



災害防止対策が展開されるよう働きかける。(再掲)

#### ク 中小規模事業場への支援

中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S(整理・整頓・清掃・清潔)、「危険の見える化」、リスクアセスメントなどの安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士、衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

#### (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と必要な連携を図る。

第三次産業の業種の業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかける。(再掲)

その他、厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

#### (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

関係機関、各防災団体等との連携により、安全衛生大会、セミナー等を開催し、安全・健康意識の高揚を図る。

労働災害の発生状況、各種労働災害防止対策等について、積極的に広報を行うとともに、岐阜労働局ホームページにより最新の情報を発信する。

(参考)

死傷年千人率の算出資料

毎勤統計調査(5人以上)

	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業	192581	181,709	177,401	176,094	175,480	175,321	173,600
建設業	34459	38,647	37,813	39,774	37,513	41,595	44,138
運輸業・郵便業	31230	33,169	33,562	33,851	34,750	36,261	38,623
卸売業・小売業	121881	109,596	105,416	100,955	106,005	104,612	103,128
医療・福祉	75826	83,268	85,890	86,907	89,384	88,950	87,860
全業種	648794	649,079	644,563	638,053	651,907	665,533	664,490

毎勤統計調査(5人以上)の平成21年、26年を1とした翌年以降の指数

	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業	1	0.944	0.921	1	0.997	0.996	0.986
建設業	1	1.122	1.097	1	0.943	1.046	1.110
運輸業・郵便業	1	1.062	1.075	1	1.027	1.071	1.141
卸売業・小売業	1	0.899	0.865	1	1.050	1.036	1.022
医療・福祉	1	1.098	1.133	1	1.029	1.024	1.011
全業種	1	1.000	0.993	1	1.022	1.043	1.041

総務省統計局「経済センサス基礎調査(平成21年と26年)の調査結果を独自集計したもの

	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業	214,856			206,087			
建設業	48,693			43,159			
陸上貨物運送業	21,948			22,535			
小売業	107,310			109,368			
社会福祉施設	35,816			49,460			
全業種	793,743			790,923			

経済センサス基礎調査の労働者数に 毎勤統計調査の指数を乗じて算出した労働者数

	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業	214,856	202,726	197,920	206,087	205,368	205,182	203,168
建設業	48,693	54,611	53,432	43,159	40,706	45,135	47,894
陸上貨物運送業	21,948	23,311	23,587	22,535	23,133	24,139	25,712
小売業	107,310	96,494	92,813	109,368	114,839	113,330	111,722
社会福祉施設	35,816	39,331	40,570	49,460	50,870	50,623	50,002
全業種	793,743	794,092	788,567	790,923	808,096	824,987	823,694

業種別の死傷年千人率の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業	労働者数	202,726	197,920	206,087	205,368	205,182	203,168
	死傷者数	718	716	701	696	707	673
	死傷年千人率	3.54	3.62	3.40	3.39	3.45	3.31
建設業	労働者数	54,611	53,432	43,159	40,706	45,135	47,894
	死傷者数	269	276	265	254	230	233
	死傷年千人率	4.93	5.17	6.14	6.24	5.10	4.86
陸上貨物運送業	労働者数	23,311	23,587	22,535	23,133	24,139	25,712
	死傷者数	178	196	177	202	183	198
	死傷年千人率	7.64	8.31	7.85	8.73	7.58	7.70
小売業	労働者数	96,494	92,813	109,368	114,839	113,330	111,722
	死傷者数	197	185	193	164	221	236
	死傷年千人率	2.04	1.99	1.76	1.43	1.95	2.11
社会福祉施設	労働者数	39,331	40,570	49,460	50,870	50,623	50,002
	死傷者数	87	85	79	73	99	107
	死傷年千人率	2.21	2.10	1.60	1.44	1.96	2.14
全業種	労働者数	794,092	788,567	790,923	808,096	824,987	823,694
	死傷者数	2,005	2,019	1,963	1,941	1,982	2,012
	死傷年千人率	2.52	2.56	2.48	2.40	2.40	2.44